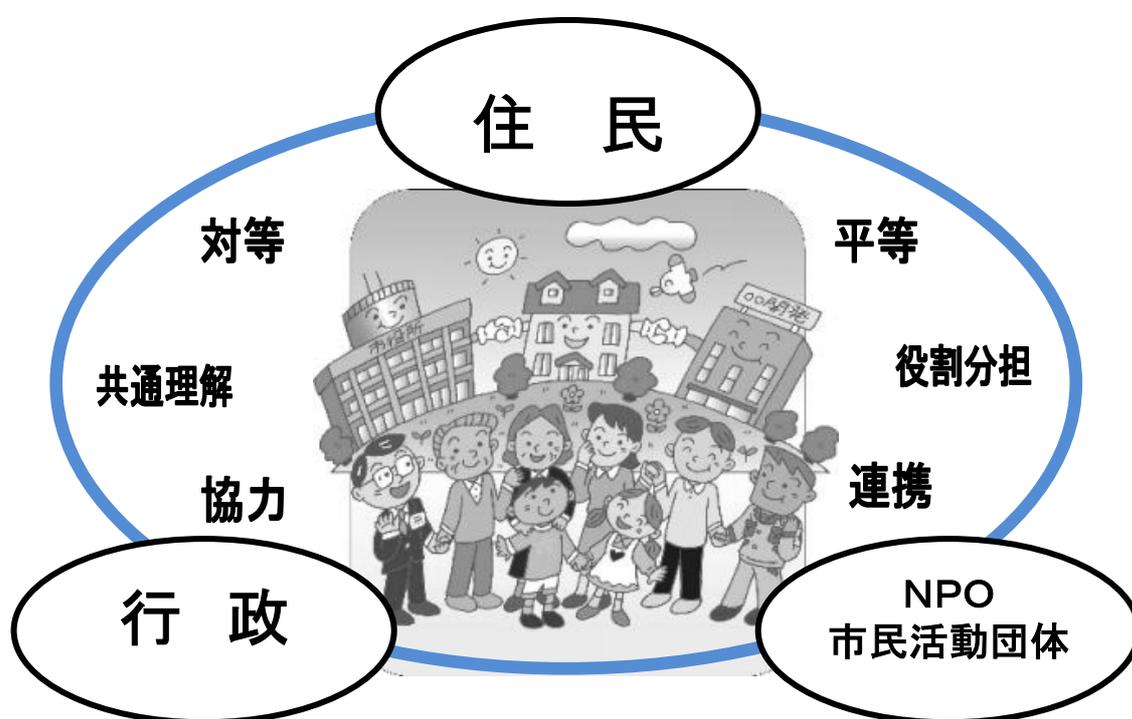


參考資料

1. 第4次与那原町総合計画策定基本方針

第4次与那原町総合計画 策定基本方針



企画総務課企画班

1. 総合計画策定における基本的視点

第4次与那原町総合計画の策定にあたっては、次の基本的視点に基づき作業を進めるものとする。

(1) 現状を把握した上での計画作り

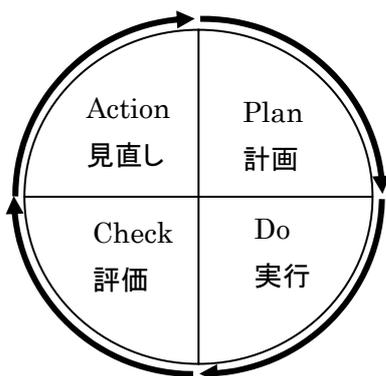
現在の町が抱える課題や町民ニーズを的確に捉えると共に、第3次総合計画の実績等をふまえた上で、計画策定の前提条件（人口推計・産業別就業者推計・土地利用計画・など）や国・県の関連計画及び町の各種計画を整理し計画策定を行うものとする。

(2) 目標達成型の計画

基本計画をより実行性のあるものにするため、目標値（成果指標）を設定する。

目標値（成果指標）を基に、一定期間で評価し事業の達成度を測り見直しを行なえるものにする。

計画（Plan）～実行（Do）～評価（Check）～改善案の実行（Action）の経営サイクルの構築



Plan	目標を設定して、それを実現するためのプロセスを設計（改訂）する
Do	計画を実施し、そのパフォーマンスを測定する
Check	測定結果を評価し、結果を目標と比較するなど分析を行う
Action	プロセスの改善・向上に必要となる変更点を明らかにする（計画の再構築）

(3) 住民と町の協働による計画作り

住民と町が共通の目標を持って力を合わせてまちづくりを行っていくことを前提として、総合計画策定にあたっては、策定段階からの「住民参加」及び情報提供を十分に行うとともに、フォーラムの開催、パブリックコメントの実施等によりできる限り取り住民意見を入れることにより、住民と町の協働による計画作りを進める。

また、計画策定後も計画の進捗状況などを評価・検証して公表し、責任を持って住民と町によるまちづくりを進めていく。

(4) わかりやすさと実現性の高さ

総合計画は、住民にわかりやすい表現に努め共感が得られる内容とし、厳しい財政状況を踏まえながらも、将来の与那原町を見据えた実現性の高い計画とする。

2. 総合計画の構成・期間

平成23年度からの次期総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3つの計画で構成することとする。

基本構想…町の最上位計画として、町の将来都市像を描き、その実現に向かって町民と町が計画的にまちづくりを進めていくための指針。

計画期間は8年（平成23年度～平成30年度）とする。

基本計画…基本構想にある政策の実現手段である施策を明記したもの。

計画期間は前期4年（平成23年度～平成26年度）、後期4年（平成27年～平成30）年とする。

実施計画…基本計画にある施策の目的達成の手段である事業を具体的に明記したもの。計画期間については、基本計画開始年度に4年間の計画を策定し、社会経済情勢や財政状況の変化・住民ニーズへの対応を考慮して、毎年度見直しを行うローリング方式を採用する。

3. 策定体制

総合計画の策定体制は次のとおりとする。（【別紙1】参照）

（1）議会

議決機関として、基本構想（案）の策定段階から審議し、基本構想の議決を行う。

（2）総合計画審議会

総合計画審議会条例に基づき設置する。町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

審議会は、知識経験を有する者・町職員・その他町長が必要と認める者により委員15人程度で組織する。

（3）住民参加

総合計画策定段階においては、住民の意見等を広く取り入れるために次のような手法を取り入れるものとする。

①住民会議

公募委員及び与那原町総合計画策定研究プロジェクトチーム委員で構成し、次期基本構想及び基本計画の素案作成を目的とする。公募は町外も含む40名程度とする。

②町民意向調査（アンケート・パブリックコメント）

与那原町のこれからのまちづくりに対する課題を把握するとともに、できるだけ多くの町民からの意見聴取を図るため、町民意向調査を実施する。

③町民説明会（フォーラム）

次期基本構想及び基本計画素案の策定段階において住民に対して説明会・懇談会を実施し、住民への情報提供及び住民からの意見聴取を行う。

（4）庁内体制

総合計画策定本部を設置し、全庁的な策定体制を構築する。

第4次与那原町総合計画 参考資料

①与那原町総合計画策定委員会

副町長・教育長・各課長・参事・室長・局長で構成し部会を置く、総合計画策定についての最高意思決定機関として、住民会議からの素案を検討・補完し基本構想・基本計画・実施計画の策定を行う。

必要に応じて住民会議との意見交換等を行なう。

②総合計画策定研究プロジェクトチーム

町職員（プロジェクトチーム設置要綱第4条で定める職員）で構成し部会を置く、住民会議に参加して素案作成を行なう。また、住民会議での協議経過等を総合計画策定委員会に情報提供するとともに、必要に応じて策定委員会の総合計画案策定作業に協力する。

③全職員

総合計画は町の最上位計画であり、計画行政の根幹をなすことから、計画策定には全ての職員が一丸となって取り組んでいく必要があり、職員一人ひとりが自覚を持って積極的に計画策定に関わっていく。

必要に応じ住民会議、策定委員会への情報提供及び意見交換を行なう。

4. 策定スケジュール

(1) 計画別スケジュール

総合計画を構成する3つの計画は、次のスケジュールにより策定作業を進める。

①基本構想・基本計画

平成21年度より策定作業に取り掛かり、総合計画審議会の答申を経て、平成22年度12月に基本構想案を議会に議案提出をする。

②実施計画

平成22年度より具体的な実施計画事業の取りまとめに取り掛かり、23年度内に計画を確定する。

2. 与那原町住民会議

(1) 「与那原町住民会議」設置要項（逐条解説）

(基本理念)

第1条 第四次与那原町総合計画を策定するにあたり、住民が主体となり、広く住民の意見を集約し、それを計画に反映させることを基本とする。

意見の集約の中で、対立や矛盾、緊張が起こることも予測されるが、お互いの考えを尊重し、理解しようとする前向きな姿勢で取り組む。

さらに住民、行政、企業、NPO、個人、家庭、学校など、さまざまな主体が、情報を共有し、まちづくりの方向性を合わせ、お互いを補完しながら、新しい可能性を創造する。このような考え方を、「協働」によるまちづくりと位置づけ、住民がまちづくりに取り組む基本理念とする。

(設置の目的)

第2条 第四次与那原町総合計画の策定にあたり、基本理念に基づき与那原町に暮らす住民が心豊かな活力あるまちづくりをめざして、住民と行政がお互いの意見を交換し、協働で総合計画素案を策定することを目的として、「与那原町住民会議」(以下、「住民会議」という。)を設置する。

○住民＝与那原町に住所のある方、与那原町で働く方、通学されている方、さらには町外の方で与那原町のまちづくりに関心のある方。

○さまざまな立場の方の立場や意見を尊重しながら、まちづくりについての意見集約を行います。

○基本理念に基づき、心豊かな活力ある与那原のまちづくりを目指して総合計画素案を策定します。

○協働＝これまでの行政主導のまちづくりから、行政と住民がお互いの立場を理解し尊重しながら、まちづくりを対等な立場で「一緒に取り組む」ものとして位置づけています。

○総合計画素案＝ここでは基本構想及び基本計画を総合計画と位置付け、その素案を策定し、町長へ提案します。

(役割)

第3条 住民会議は、次に掲げる事項に対する意見を取りまとめ、町長に提案を行う。

(1) 第四次与那原町総合計画素案の策定に関すること。

(2) 住民参加のあり方や推進に関すること。

○総合計画素案全体の策定はもちろんですが、各自治会やNPOなどが自主的な活動を進めていくうえで、まちづくりへの住民参加のあり方、企業やNPOなどとの関わりや役割分担なども検討します。

第4次与那原町総合計画

参考資料

(組織)

第4条 住民会議は、次に掲げる者で構成する住民会議委員（以下、「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 公募住民のうち町長が委嘱した者（以下、「公募委員」という。）
 - (2) 与那原町総合計画策定研究プロジェクトチーム（以下、「職員」という。）
- 2 公募委員の過半数は、与那原町在住とする。
 - 3 委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。
 - 4 公募委員は30名程度とする。
 - 5 職員は30名程度とする。

○公募委員＝行政からの指名によって選任された方ではなく、自主的に参加した方。
○与那原町総合計画策定研究プロジェクトチーム＝役場の課長補佐職及び職員より公募した、総合計画素案策定に関わるワークグループで住民会議へ委員として参加します。
○「基本理念」、「設置の目的」に基づき、公募委員とプロジェクトチームが「住民会議委員」として、相互に補完しながら会議を進めます。

(任期)

第5条 委員の任期は、提案した総合計画素案が与那原町総合計画審議会（以下、「審議会」という。）へ総合計画案として諮問され、審議会において審議終了する日までとする。

○総合計画素案の提案後、与那原町総合計画策定委員会及び与那原町総合計画策定審議会での総合計画案策定の過程において、住民会議との意見交換などが予測されることから、任期については総合計画審議会の終了予定である平成22年12月末を予定しています。

(住民会議の代表)

第6条 住民会議に会長1人及び副会長1人を置き、会長及び副会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は住民会議を代表し、会議を進行し、会議に必要な事務をまとめる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、その職務を代行する。

(部会)

第7条 第2条に規定する役割を効率的に行うため、住民会議に総務財政部会、教育文化部会、健康福祉部会、産業建設部会を置き、その役割を分担させる。

- 2 部会に部会長1人及び副部会長1人を置き、部会長及び副部会長は部会に属する委員の互選により、これを定める。
- 3 部会長は部会を代表し、会議を進行し、会議に必要な事務をまとめる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 5 委員は、いずれか1つの部会に属さなければならない。

○委員は必ず1つの部会に所属しなければなりません。また、効率的な進行や公平な意見集約の観点から、複数部会への所属はできません。

(会議時間)

第8条 住民会議(各部会を含む)における会議時間は、基本的に2時間程度とする。ただし、会議に諮って、これを延長することができる。

○各会議時間は基本的に2時間程度としますが、会議の内容によって2時間以上かかると予測される場合は、会議に諮って延長を可能としています。

(運営)

第9条 住民会議(各部会を含む)は、委員の自主運営を基本とする。

2 各部会は、会議の内容をまとめ住民会議で報告する。

○基本的な活動日程は事務局より提示しますが、基本理念に基づき会議の運営や日程補足等の決定については、委員同士が補完しあいながら進めていくことを基本としています。

(会議の公開)

第10条 会議は原則として公開するものとし、会議の結果もホームページなどで積極的に公開する。

○町ホームページや広報へ会議の日程と場所を掲載し、いつでも、誰でも、会議の傍聴が可能とします。また、会議で諮り可能な限り傍聴者からの意見を聴くなど幅広く住民参加を促す場とします。さらに、会議の結果は可能な限りホームページへ掲載します。

(意見聴取等)

第11条 住民会議(各部会を含む)は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

○委員以外の方＝役場職員や学識経験者、各部会に関する情報や知識を持っている方。
○必要な資料＝町個人情報保護条例や情報公開条例に基づいて、可能な範囲内で求めることができます。

(提案の尊重)

第12条 町長は、第四次与那原町総合計画素案の提案を受けたときは、その内容を尊重するよう努める。

○住民会議から提案を受けた「総合計画素案」は、「総合計画策定委員会」の検討を経て「総合計画案」として「総合計画審議会」で審議され、さらに、議会において審議されます。住民会議は各機関の役割を認識したうえで総合計画素案を策定し提案を行います。町長は住民会議での結果を尊重するように努めるという意味です。

第4次与那原町総合計画
参考資料

(庶務)

第13条 住民会議の庶務は、企画総務課において処理する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、住民会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年12月14日から施行する。

(2) 与那原町住民会議経過

日 程	内 容 等
平成21年6月24日	総合計画策定研究プロジェクトチーム辞令交付 課長補佐：20名 一般職：11名 計：31名
平成21年8月17日 ～9月4日	一般公募 男性：11名 女性：5名 計：16名 20代：3名 30代：3名 40代：5名 50代：2名 60代：3名
平成21年12月16日	町長からの諮問・辞令交付 公募委員：16名 職員：31名 計：47名 基調講演会 島袋純氏（琉球大学教育学部教授）による講演
平成22年10月12日	第1回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年10月26日	第2回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年2月9日	第3回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年2月23日	第4回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年3月8日	第5回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年3月23日	第6回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年4月6日	第7回全体会議中間発表会
平成22年4月20日	第8回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年5月11日	第9回全体会議部会間での意見交換会
平成22年5月17日	部会長会議部会間での調整
平成22年5月25日	第10回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年6月1日	第11回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年6月22日	部会長会議提言書の取りまとめ
平成22年6月25日	会長・副会長との調整提言書の取りまとめ
平成22年6月30日	会長・副会長との調整提言書の取りまとめ
平成22年7月9日	第12回全体会議提言書の報告
平成22年7月12日	住民会議答申町長への答申

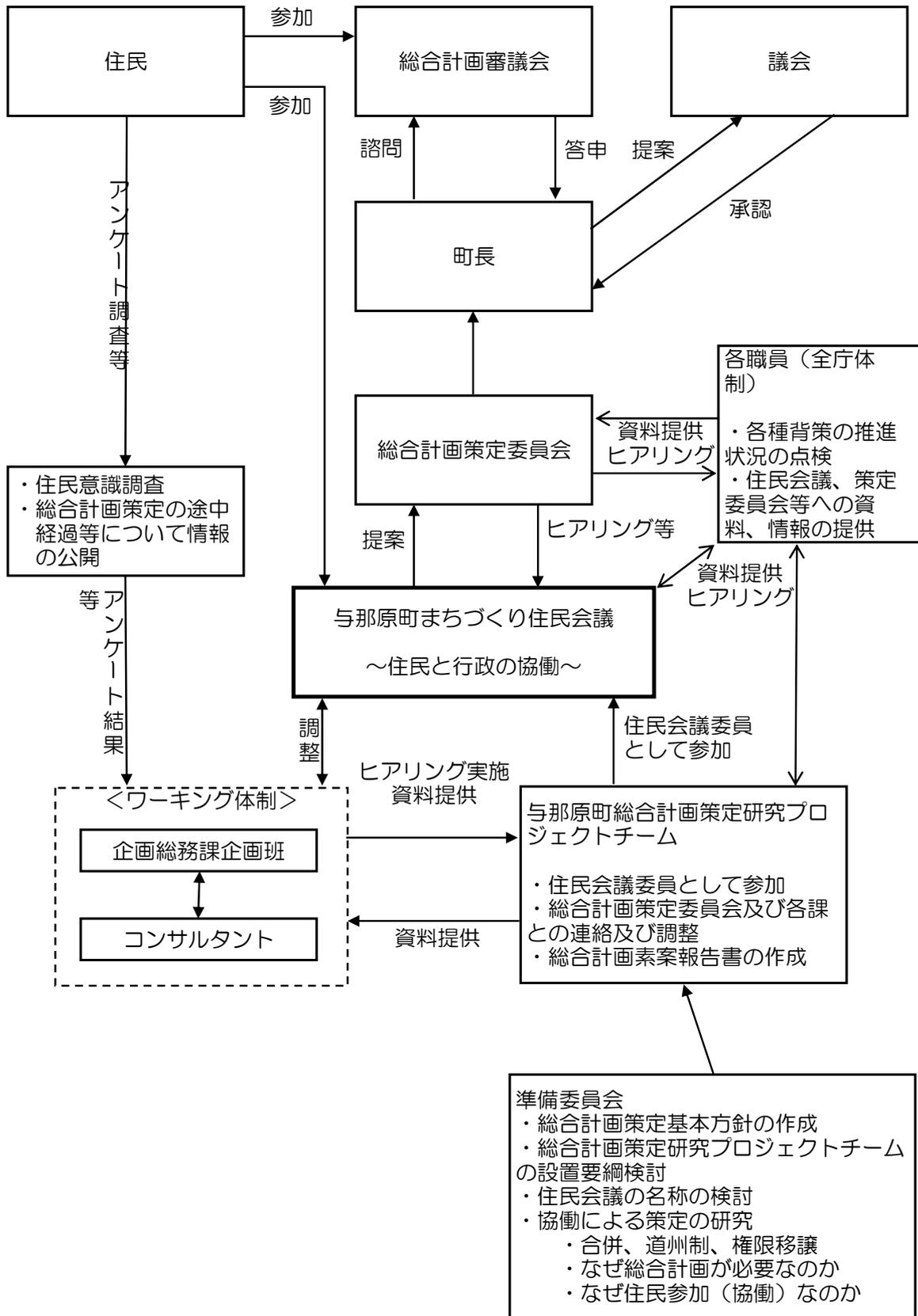
(3) 住民会議委員名簿

氏名		氏名	
総務財政部	1 新垣 信人	産業建設部会	32 与那嶺 貞男
	2 嘉数 司		33 上原 利恵子
	3 高里 義人		34 具志堅 毅
	4 宮平 律子		35 當間 卓
	5 新里 郁子		36 金城 恵美里
	6 上原 清武		37 伊地 真理野
	7 中村 孝		38 伊集 哲
	8 山城 司		39 比嘉 哲也
	9 具志堅 勇		40 具志堅 智
	10 大城 伸司		41 有馬 良一
	11 外間 智		42 高里 順
教育文化部会	12 津多 則光	43 照屋 勝也	
	13 金城 多美子	44 上原 謙	
	14 岡 剛	45 諸見 里一	
	15 照屋 基	46 吉野 了	
	16 大田 守昭	47 仲里 武徳	
	17 城間 秀盛	会長 津多 則光	
	18 宮城 きよみ	副会長 新里 健	
	19 饒平 名幹貴	総務財政部会	
	20 金城 さやか	部会長 新垣 信人	
	21 与那嶺 昌代	副部会長 山城 司	
健康福祉部会	22 喜屋 武力	教育文化部会	
	23 諸見 里桜	部会長 津多 則光	
	24 新里 健	副部会長 岡 剛	
	25 石川 毅	健康福祉部会	
	26 上原 啓	部会長 新里 健	
	27 瀬底 雄子	副部会長 喜屋武 力	
	28 謝敷 宗規	〃 諸見里 桜	
	29 安仁 屋勇希	産業建設部会	
	30 山内 聖子	部会長 与那嶺 貞男	
	31 宮城 結	副部会長 有馬 良一	

3. 第4次与那原町総合計画策定業務経緯

日 程	町（庁内）	住民会議等
平成21年2月	職員アンケート実施 職員研修（講演会）実施	
平成21年3月	第4次総合計画策定業務準備委員会発足 策定方針・住民会議運営手法の作成	
平成21年4月		
平成21年5月		
平成21年6月	第4次与那原町総合計画策定基本方針決定 総合計画策定プロジェクトチーム委員公募	
平成21年7月	プロジェクトチーム研修	
平成21年8月	第3次総合計画評価 住民アンケート作成	住民会議委員一般公募 20代：3名 30代：3名 40代：5名 50代：2名 60代：3名
平成21年9月		
平成21年10月		
平成21年11月		
平成21年12月		町長からの諮問・辞令交付 公募委員：16名 職員：31名 計：47名 基調講演会 島袋純氏（琉球大学教育学部教授）による講演
平成22年1月		第1回・2回全体会議各部署のワーキング作業
平成22年2月		第3回・4回全体会議各部署のワーキング作業
平成22年3月	住民アンケート	第5回・6回全体会議各部署のワーキング作業
平成22年4月	策定委員の住民会議参加	第7回・8回全体会議中間発表会・ワーキング作業
平成22年5月	人口フレーム作成	第9回・10回全体会議部会間での意見交換会・部会長会・ワーキング作業
平成22年6月		第11回全体会議各部署のワーキング作業・部会長会（提言書まとめ）
平成22年6月		会長・副会長との調整提言書の取りまとめ
平成22年7月		第12回全体会議提言書の報告
		7月12日住民会議答申町長への答申
平成22年8月～9月	第4次総合計画（素案）作成	
平成22年10月	第1回総合計画策定委員会	
平成22年11月	基本構想 最終確認 基本計画（調整中）	
平成22年12月		
平成23年1月	総合計画策定委員会（審議会指摘事項検討）	第1回・2回総合計画審議会（委嘱状交付・策定経緯説明・基本構想（素案）審議
平成23年2月	策定経緯等議会説明	第3回・4回・5回審議会（基本構想（素案）審議・2月23日審議会会長より答申
平成23年3月		3月18日議決

4. 総合計画フローイメージ



5. 与那原町総合計画審議会設置規則

○与那原町総合計画審議会設置規則

昭和59年3月30日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、与那原町附属機関設置条例(昭和59年条例第7号)第3条の規定に基づき、与那原町総合計画及び国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 町の職員
- (4) 公共的団体の役員
- (5) 町教育委員会の委員
- (6) 町農業委員会の委員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は2年とし、同項第2号から第6号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第5条 審議会に特定の事項について調査するため特別委員をおくことができる。

2 特別委員は、委員のうちから会長が委嘱する。

第4次与那原町総合計画
参考資料

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長、副会長ともに事故があるときは、出席委員のうち年長者が議長となる。

(資料の提出)

第7条 審議会は、必要に応じ町に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会にはか
つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成18年規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第1号)

この規則は、平成23年1月6日から施行する。

6. 諮問

与 企 諮 問 第 1 号
平成23年1月21日

与那原町総合計画審議会
会長 伊 禮 清 一 殿

与那原町長 古 堅 國 雄

第4次与那原町総合計画（案）について（諮問）

与那原町附属機関設置条例第2条及び与那原町総合計画審議会設置規則の規定により、第4次与那原町総合計画（案）について審議会の意見を求めます。

7. 答申

与 総 審 第 1 号

平成 23 年 2 月 23 日

与那原町長 古 堅 國 雄 殿

与那原町総合計画審議会

会長 伊 禮 清 一

第 4 次与那原町総合計画基本構想の策定について（答申）

平成 23 年 1 月 23 日付け与企諮問第 1 号にて当審議会に諮問があった第 4 次与那原町総合計画基本構想の策定について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得たのでここに答申します。

本総合計画基本構想案は、少子高齢化の進行や環境問題の深刻化、生活様式の多様化など社会環境の変化の対応とともに、地方分権の進展や厳しい財政状況のもと、町民や事業者、行政など与那原町のまちづくりに関わるすべての主体が「協働するまち」を実現することにより、地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくことを目標としています。

本総合計画基本構想案が、これからのまちづくりの指針として、その趣旨が広く住民に周知され、住民の理解と参画のもとに将来像の実現に取り組まれるよう望みます。

8. 意見書

意 見 書

第4次与那原町総合計画基本構想案は、公募による与那原町民等により構成された住民会議の検討内容を基本としつつ、第3次与那原町総合計画を踏まえて、今後8年間のまちづくりの方向を示している。

まちの将来像を「太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち」と設定し、まちの目標を「みんなで創るこころ豊かなまち」「ゆとりと潤いのあるまち」としている。このことから解るように、都市基盤の整備などハード面の充実だけではなく、教育や福祉などソフト面での充実を図ることが、まちづくりにおいてより重要である。

また、まちの目標を達成するため、まちづくりの方針として

- 1 協働と連携、未来につながるまちづくり
- 2 豊かな学び、文化が根づくまちづくり
- 3 笑顔いきいき、やさしいまちづくり
- 4 コンパクトで快適に暮せるまちづくり
- 5 安心・安全で環境にやさしいまちづくり
- 6 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

を設定しているが、これら各分野の各種施策を展開するには、行政だけではなく住民との協働が不可欠である。

本基本構想案に示されているように、住民と行政が情報を共有しあい、まちの将来像実現に向けて取り組んでいくことが重要となるため、住民との合意形成を図りながら効率的な行政運営により積極的な施策が行えるよう特段の意を払って頂きたい。

9. 審議会名簿

第4次与那原町総合計画審議会委員名簿

No	氏名	所属団体等	備考
1	砂川徹夫	沖縄国際大学教授	学識経験者
2	前津栄健	沖縄国際大学教授	学識経験者
3	親泊仲真	有限会社アトシ設計主宰	学識経験者
4	当真聡	与那原町議会議員	議会議員
5	福地 齐	与那原町副町長	町の職員
6	徳村政福	与那原町老人クラブ連合会副会長	公共団体の役員
7	大城小夜	与那原町婦人会長	公共団体の役員
8	伊禮清一	与那原町社会福祉協議会長	公共団体の役員
9	照屋義実	与那原町商工会長	公共団体の役員
10	山内康司	与那原町PTA連会長	公共団体の役員
11	山内聖子	与那原町青年会長	公共団体の役員
12	宮平洋子	与那原町教育委員会長	教育委員会の委員
13	新里吉康	与那原町農業委員会長	農業委員会の委員